

沖縄における企業倒産の現状と課題

—— 民事通常再生手続の運用を中心に

上江洲 純子

目次

- I はじめに
 - (1) 景気は本当に回復したのか
 - (2) 本稿の目的
- II 統計データにみる企業倒産の動向
 - (1) 法的整理は定着したのか
 - (2) 沖縄の再建型法的整理—民事通常再生手続の動向
 - (3) 沖縄の倒産企業像—民事通常再生手続利用者像
- III 民事通常再生手続の課題—統計データからみえてくるもの
 - (1) 再生債務者の公平誠実義務
 - (2) 監督委員の役割
 - (3) 再生債権者の位置づけ
- IV むすびにかえて

I はじめに

(1) 景気は本当に回復したのか

平成19年10月に公表された「月例経済報告¹⁾」によると、政府による景気の基調判断は先月に引き続き「回復している」という表現で据え置かれ、いざなぎ景気を超えたといわれる景気拡大は今なお戦後最長記録を更新中である。日銀²⁾も政府の判断と歩調を合わせ、景気の拡大判断に変更はみ

1) 内閣府「月例経済報告(平成19年10月)」(<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>) 参照。

2) 日本銀行「金融経済月報(平成19年10月)」(<http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html>)
における基本的見解では「わが国の景気は、緩やかに拡大している」としている。これに対応して、沖縄の景気も同様に拡大傾向を続けているとされている(日本銀行那覇支店「県内金融経済概況(平成19年11月)」(<http://www3.boj.or.jp/naha/0011getsurei0711.pdf>) 参照)。

られない。確かに、日本政府が喫緊の課題として取り組んできた不良債権処理は一段落し、一頃に比べると金融機関が保有する不良債権比率も、平成13年度末のピーク時、大手行が8.7%、地域銀行が8.1%まで上昇した数値から、平成18年度末にはそれぞれ、前者が1.5%、後者が4.1%まで減少し、飛躍的な改善をみせている³⁾。

では、本当に景気は回復したといえるのだろうか。そしてこのような状況は果たして全国一律に当てはまることなのだろうか。この点について明らかにするために、まずは企業倒産の動向を手がかりにしてみたい。

毎年の企業倒産件数の推移を追ってみると、表1⁴⁾によれば、全国における企業倒産の発生件数は、平成13年をピークに年々減少している。その傾向は沖縄も全国と変わるところはない。細かく見れば、確かに発生件数のピーク年（平成12年）に多少のずれや前年に比べ倒産件数が増加した年を挟んでいるものの、全体的にみれば企業倒産件数は沖縄においても年々減少傾向を示している。しかし、この結果を以てすぐに景気が回復したと評価することはできない。

そこで次に、これを倒産企業の倒産原因の側面から捉え直していくことにする。

企業が倒産するに至った原因別に分類し、そのうち不況型倒産件数が倒産件数全体に占める割合を年別に示したのが図1⁵⁾である。それによると、全国における企業倒産原因の75.0%前後を常に不況型倒産が占めているこ

表1 平12～18企業倒産件数推移

年 間	全 国	沖 縄
平12	18,769	139
平13	19,161	103
平14	19,087	113
平15	16,255	119
平16	13,679	83
平17	12,998	80
平18	13,245	83

3) 日本銀行「金融システムレポート(平成19年9月)」6頁参照。なお、沖縄に関しては、地元主要3行の不良債権比率に限定すると、2001年度ピーク時12%から平成18年度末には4.05%まで減少し、全国平均水準を達成した(琉球新報平成19年5月19日付朝刊総合1面)。

4) 本稿においては、新倒産法制の動向を検討するため、抜本的改正が開始された平成12年以降の統計データを参照している。表1の全国については、東京商工リサーチ「全国企業倒産情報」(<http://www.tsr-net.co.jp/new/zenkoku/index.html>)、沖縄については、東京商工リサーチ沖縄支店「沖縄県下企業整理倒産状況」をもとに作成。

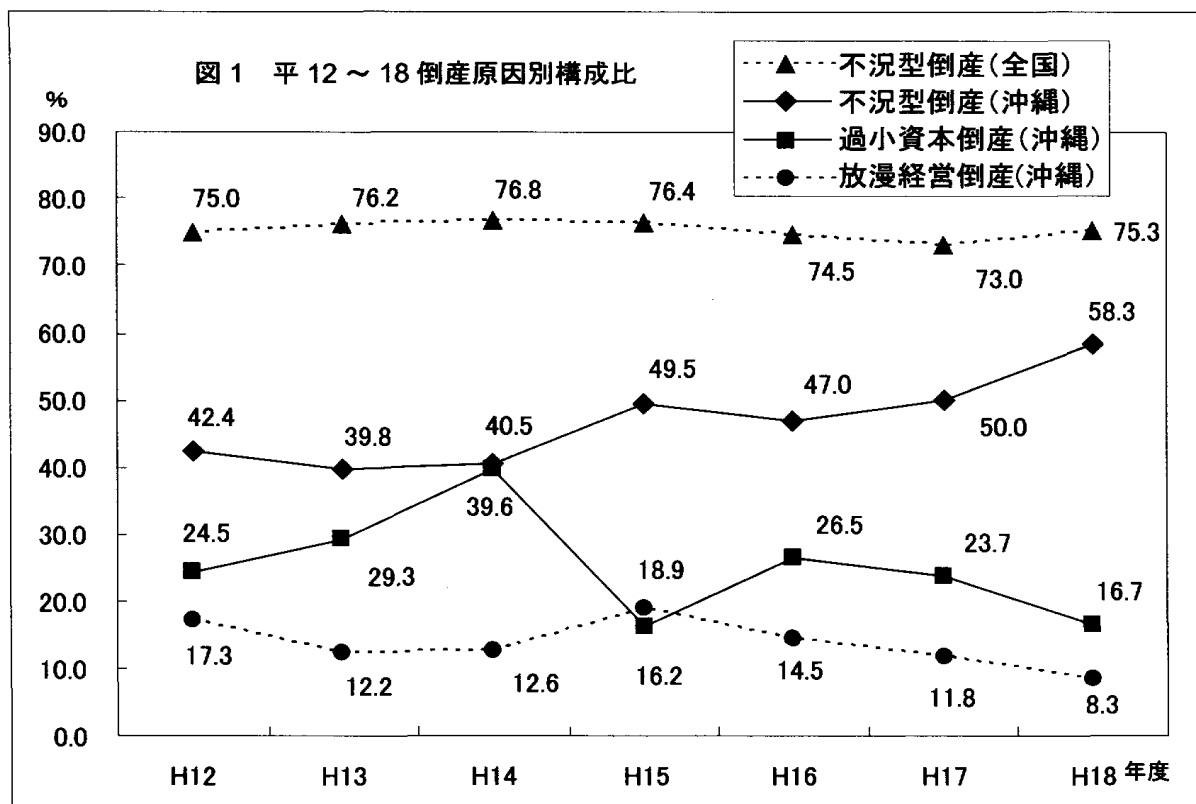
とが分かる。そしてその構造は、表 1 でみたように倒産件数が年々減少している現在もほとんど変わっていない（平12：75.0%→平18：75.3%）。

これに対して沖縄の状況はというと、不況を要因とする企業倒産の占める割合が5割に達したのは平成17年度（50.0%）とつい最近のことであり、平成18年度（58.3%）においても全国平均を大きく下回っている。沖縄に特徴的なのは、景気後退期が続いている中でも放漫経営を理由とする企業倒産が毎年1割から2割は発生することである。また、小規模零細企業の多さを反映してか、企業構造そのものに要因のある過少資本倒産も比較的多い。

以上のことから、確かに不良債権処理は一段落し、数の上でも企業倒産件数自体は大幅に減少したが、企業経営の側面からみれば状況は今なお厳しく、不況型倒産が現在でも企業倒産の筆頭要因に挙げられていることを考えると、やはり全国的にも景気はいまだ回復したとは言い難いのではないだろうか。

さらにいえば、沖縄における不況型倒産の推移が地方における特徴を示すものであるならば、むしろ地方においては都市部に遅れて不況の影響が出てきており、今後しばらくの間はその傾向が続くのではないかと懸念される。確かに、バブル経済崩壊当時に企業が受けたダメージは大きく、回復には相当の時間を要するはずであり、そのダメージが今後の景気回復によっても穴埋めできないことが明らかになれば、持ちこたえられずに倒産に至る企業はこれからも確実に存在するであろう。

5) 前掲注 4) の資料をもとに作成。不況型倒産とは、倒産原因が販売不振・赤字累積・売掛金回収難である企業の合計をいう。



(2) 本稿の目的

不況型倒産構造に変化はなくとも、企業倒産の発生件数が一頃に比べ大きく減少したのは事実である。そして、その陰には、倒産法制の抜本改正が少なからず影響しているものと考えられる。

企業の倒産が相次いだ時期に急務とされたのが、中小企業⁶⁾倒産への対応、特に再建型倒産手続の充実であった。そのため「民事再生法」の制定が新倒産法制整備の第一号となったのである。その民事再生法施行から7年、その間、それ以外の法整備も進められ、さらに手続に関する実務経験の蓄積も大きくなっていった。

では、新しい倒産手続は全て順調に処理されているのか。法整備当初に

6) 中小企業者の定義は、中小企業基本法第2条に基づき、中小企業業種別、従業員規模・資本金規模別に基づき以下の通りとされている。製造業・その他の業種では300人以下又は3億円以下、卸売業では100人以下又は1億円以下、小売業では50人以下又は5,000万円以下、サービス業では100人以下又は5,000万円以下。そのうち、小規模企業者の定義は、従業員規模別で、製造業・その他の業種で20人以下、商業・サービス業で5人以下をいう。

掲げた理想と実務の運用に乖離はみられないのであろうか。

これらの疑問に対して、主に民事再生法施行後7年間の統計データを手がかりに若干の検討を試みるのが本稿の目的である⁷⁾。

さらにいえば、倒産手続運用における地域差、特に都市部と地方の手続運用⁸⁾の違いの一端を明らかにできればと考えている。そのため本稿においては、特に地方における手続運用の実態を探る手がかりの一つとして、沖縄における企業倒産の現状を取り上げ、全国の数値と比較しながら検討を進めていくことにしたい。

II 統計データにみる企業倒産の動向

(1) 法的整理は定着したのか

国が倒産法制の抜本的な見直しに着手した背景には、バブル経済崩壊の影響で激増する法的倒産手続の利用需要に対して、複雑化、多様化する社会経済の発達に従来の手続そのものが応えられなくなっているという制度的不備の存在が挙げられる。

それを踏まえて創設された新倒産法制は、果たして当初の目的通り、国民が利用しやすい手続に生まれ変わったのだろうか。まずは、そこからみていくことにしたい。

裁判所における倒産処理手続、いわゆる法的整理は毎年どの程度利用されているのだろうか。表2⁹⁾は、民事再生法が施行された平成12年から直

7) 統計データを用いた実証的研究としては、和議手続に関するものであるが、全国を網羅的に調査したものとして青山善充編『和議法の実証的研究』（商事法務研究会、平成10年）、一高裁に絞って詳細を報告したものとして三谷忠之「高松高裁管内における和議事件の実態と問題点」香川法学15巻1号1頁以下（平成7年）がある。

なお、沖縄の倒産状況については、消費者破産の実態を詳細に報告したものとして、山本研「沖縄県における多重債務者問題の現状」沖縄法政研究創刊号115頁以下（平成11年）参照。

8) 主要8地裁の運用状況に関する報告は定期的に行われており、最近のものでは、例えば、中井康之「主要裁判所における運用状況—裁判所アンケート結果の紹介と分析」事業再生と債権管理115号37頁以下（平成19年）が挙げられる。

近の平成18年までの倒産各手続の新受件数を示したものである。

これによると、全国的には、特に破産手続の増加が顕著で、バブル期には5万件にも満たなかった申立件数が、バブル経済崩壊とともに10万件を突破し、民事再生法施行の平成12年（145,858件）には15万件に迫る勢いで増加し、平成14年（224,467件）には遂に20万件台にまで膨れあがった。そうした破産手続の申立件数の推移に関する特徴と合わせて、全体をみていくと、倒産手続の申立件数については、特別清算を除くと、平成13年から平成15年の間に申立のピークを迎え、その後は概ね減少に転じている。これは、バブル経済崩壊の影響がいかに大きかったかを如実に示す結果となっているといえる。

なお、平成15年以降会社更生手続の申立件数が伸び悩んでいる背景には、会社更生手続の対象となりうる企業が、産業再生及び不良債権処理問題の抜本的な解決を図るため、あるいは事業再生市場の活性化の呼び水として実施された産業再生機構¹⁰⁾による事業再生に再建を委ねたことも影響していると思われる。

では、表2に示された手続申立件数の推移は、新倒産法制整備の時期とどの程度関連しているのか。

少なくとも民事通常再生手続については、その申立件数の増加要因の一つとして、民事再生法の制定挙げることができる。表2及び表3によれば、民事再生法施行直前の平成11年の場合、当時の和議法に基づく和議手続の新受件数は231件であったのに対し、同法施行直後の平成13年の民事通常再生新受件数は1,110件であった。単純計算でも、民事再生法制定により4.8倍も事件数が増加したことになる。その後も民事再生手続のブー

9) 全国については、最高裁判所「司法統計年報」(<http://www.courts.go.jp/search/jtsp0010>)
那覇については、那覇地方裁判所資料をもとに作成した。

10) 産業再生機構は、「株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）」に基づいて設立され、41件の案件に対して事業再生支援に取り組み、平成19年には全ての案件について支援を終了し、同年3月15日付けで解散した。産業再生機構による4年にわたる取り組みの詳細については、株式会社産業再生機構編『産業再生機構事業再生の実戦（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）』（商事法務、平成18年）に納められている。

ムはしばらく続き、ピークを過ぎた平成18年（598件）でも、民事通常再生新受件数は、平成11年と比べ2.5倍の事件数をなお保っている。

これに対して他の手続の状況はというと、特別清算手続については平成18年に新制度に移行したばかりなのでその後の状況についてはまだ実績値が出ていないものの、破産手続や会社更生手続については先に触れたように、新受件数のピークがそれぞれ、前者については平成15年（法人は平成14年）、後者については平成14年で、その後件数は減少に転じている。しかしながら、両手続の新法制移行は、破産法が平成17年、会社更生法が平成15年となっており、結果的には、手続への需要あるときに法整備や改正が追いついていかなかった状況がみてとれる。

それでは、新倒産法制への移行は遅きに失したのであろうか。

これを解く手がかりとして、法的整理への依存度の推移を知るために表1と表2をもとに図2¹¹⁾を作成した。これによると、企業が倒産したときに法的整理を選択する割合は、民事再生法施行直後の平成13年（27.1%）には3割にも達していなかったのに対して、その後それ以外の法整備が整えられていくのに伴ってどんどん上昇し、全ての法整備が整った平成18年（70.6%）には7割を超えるまでになった。申立件数としてはある程度落ち着いてきてはいても、法的整理への依存度がここまで高いということは、倒産法制の抜本の見直しに着手した目的の一つである「利用しやすい手続の構築」にある程度成功したと評価することができる。このような法的整理の定着率の高さが示すのは、新倒産法制への移行により、企業倒産の場面で裁判所の果たす役割がさらに大きくなったということである。

果たして、そのような法的整理や裁判所の役割への期待は全国一律の傾向といえるのだろうか。

11) 全国については、帝国データバンク「倒産集計」(<http://www.tdb.co.jp/report/tosan/index.html>) 沖縄については、東京商工リサーチ沖縄支店「沖縄県下企業整理倒産状況」をもとに作成。なお、資料の性質上、全国は年間統計、沖縄は年度統計を採用。また、全国平成17年及び18年の倒産件数は、東京商工リサーチ公表データを使用。

そこで、ここからは沖縄の状況についてみていくことにする。

表2によると、沖縄においても、破産申立件数の伸びは顕著で、平成14年(2,093件)に2千件を突破してから、平成15年(2,462件)にピークを迎え、その後減少に至っていく様子は全国と全く同じ傾向である。

これに対して、破産以外の手続に関しては、新法制整備の前後で全国の数値ほど顕著な動きはみられない。確かに、表2と表3を比べれば、民事再生手続に関しては、和議法の頃に比べ申立件数が二桁になる年(平成13年:11件、平成15年:13件、平成17年:10件)があることが分かる。しかしながら、全国が、民事再生法施行前後で大きな変化をみせたのに比べると、その増加幅は大きくはない。具体的に比較していくと、全国における平成13年から平成18年の年平均民事通常再生申立件数(850件)は、平成11年から平成17年の年平均和議申立件数(268件)の実に3.2倍に上るのに対し、沖縄における平成13年から平成18年の年平均民事通常再生申立件数(9件)は、平成11年から平成17年の年平均の和議申立件数(5件)の2倍にも達しない結果となっている。

これに対し、沖縄における法的整理への依存度はどうなっているのだろうか。図2をみると、沖縄の企業倒産に占める法的整理の割合は、平成12年(10.8%)が1割程度だったにもかかわらず、その後順調に利用数が伸びて、平成16年には36.1%まで上昇し、このままのペースで伸びていけば全国の数値に追いつく勢いがあった。しかし、その後、全国の法的整理依存度が大きく増加していく中、沖縄においては減少に転じ、平成18年(27.4%)は再び3割を切る程度まで下がってきている。この状況をどのように評価すればいいのだろうか。

端的にみれば、都市部において定着した法的整理も、地方においてはなかなか定着していないかのように捉えられても不思議ではない。

しかし見方を変えると、沖縄において倒産企業が法的整理を望む場合には、明らかに再建型である民事再生手続を選択する傾向が窺える。表2を参考に算出した結果では、法的整理に占める再建型手続の割合は、平成12年から平成18年の7年間で全国平均が12.9%であったのに対し、沖縄は

22.2%と、実に10%近くもの差異が生じている¹²⁾。全国平均数値には、民事再生手続の他、会社更生、会社整理の申立件数も含まれているのに比べ、沖縄の場合は、民事再生手続申立数のみの構成比であることを考えると、地方における法的再建型手続といえ、すなわち民事再生手続を指すことになるものと思われる。

以上のことから、沖縄においては、特に企業の倒産について、法的整理への依存度は新法制整備後も全国の数値ほど高くなってはいないが、仮に法的整理を選択した場合には、再建型手続、中でも民事再生手続を利用する傾向があるということになる¹³⁾。

こうした傾向が、都市部と地方の違いだと仮定した場合、何故そのような傾向が生まれるのであろうか。法的整理の処理件数が圧倒的に都市部に集中している状況を差し引いても、手続の選択過程におけるこのような違いについては是非調査する必要がある。

そこでまずは、地方小規模自治体、本稿の場合は、特に沖縄において、民事再生手続が実際にはどのように運用されているのか、そこには全国的な傾向と比べてなんらかの格差をみてとることができるのかについてみていくことにしたい。

表2 平12～18倒産事件新受件数一覧（全国・那覇）

年間	全 国					那覇地裁				
	破 産		通常再生	会社更生	特別清算	破 産		通常再生	会社更生	特別清算
	総数	法人その他				総数	法人その他			
平12	145,858	6,268	662	25	352	1,710	19	4	0	1
平13	168,811	8,070	1,110	47	335	1,529	10	11	0	1
平14	224,467	9,471	1,093	88	336	2,093	26	5	0	2
平15	251,800	8,951	941	63	290	2,462	35	13	0	0
平16	220,261	8,401	712	45	326	2,065	32	8	0	2
平17	193,179	8,256	646	44	398	1,787	45	10	0	1
平18	174,861	8,522	598	14	400	1,582	54	6	0	2

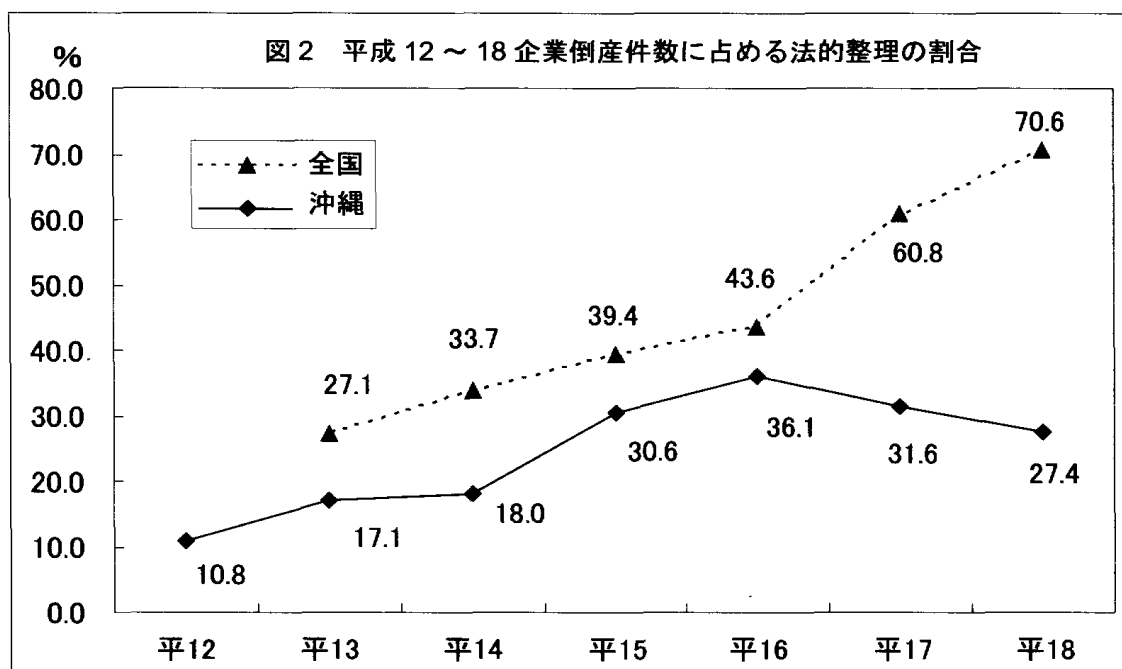


表3 平7～12和議新受件数推移

年別	全国	沖縄
平7	225	5
平8	244	8
平9	279	4
平10	361	2
平11	231	5
平12	42	1

(2) 再建型法的整理

一民事通常再生手続の動向

上述したように、沖縄では、法的整理を選択する倒産企業の民事通常再生手続利用率が高い。どうしてそのような傾向が生まれるのか。地方における、あるいは沖縄における手続運用に殊更特徴的なことがあるのだろうか。

まずは、法的整理利用者がなぜ民事再生手続を選択するのかという点からみていきたい。経済産業省が平成16年に実施した民事再生手続の運用実

12) ちなみに、清算型手続である破産手続に法人破産が占める割合をみると、全国的には平成12年から大体3%後半から4%後半の数値で推移しているのに対して、沖縄では、平成13年から連続して毎年増加傾向にある。これは、民事再生手続選択割合と併せて、特に企業倒産時に果たす法的整理の役割が大きいことを示しているのではないかと考えられる。

13) なお、その際、会社更生手続が選択されないのは、沖縄のような地方小規模自治体には、この手続を利用しうるだけの大規模株式会社ほとんど存在しないこと、存在しても沖縄ではなく、東京や大阪等都市部の地裁において手続申立をする傾向があることが影響しているものと思われる。

態に関するアンケート¹⁴⁾によると、私的整理ではなく法的整理を選択した理由としては「メイン金融機関の不同意（57.3%）」が最も多い回答であった。これにより、企業倒産の場面でキャッシングボードを握っているのは、法的整理着手の段階では大口債権者である金融機関だということがよく分かる。これを地方に置き換えて考えた場合、沖縄における法的整理選択率が全国に比べて低調なのは、地元金融機関がまだ新制度に慣れていない、あるいは制度への信頼度がなお低いために、従来型の私的整理を好んで選択している結果の現れではないかと推測することができる。

では、法的整理のうち同じ再建型手続であっても、会社更生手続が選択されないのはなぜか。同アンケートによれば、民事再生手続の選択理由の第一が「迅速な手続が可能であること（67.5%）」、そして次に高いのが「従来の経営陣による事業継続が可能であること（61.1%）」である。

「手続の迅速化」は、民事再生法の制定目的の一つであることから、それがアンケート回答の第一位を占めるということは、民事再生手続に対する手続利用者の期待感の大きさを窺い知ることができる結果といえよう。

問題は後者である。確かに、民事再生手続においては、従来の和議と同様、手続開始決定がなされても、再生債務者がその財産の管理処分権限を失う訳ではない。しかし、和議と大きく異なるのは、手続開始前後における債務者の法的地位についての考え方である。和議債務者の地位は、従前の債務者のそれと変わらないものとして考えられてきた¹⁵⁾のに対して、再生債務者は、手続開始前の従来の債務者の地位を承継するのではなく、手続開始後は総債権者のために、従前の債務者とは異なる第三者として与えられた職務を遂行していく¹⁶⁾、いわゆる再生債務者の第三者性を肯定する

14) 経済産業省「事業再生手続の運用実態に関するアンケート調査（民事再生手続編）」（平成16年）参照。

15) 加藤哲夫「民事再生法における再生債務者の地位—再生債務者論序説として—」櫻井孝一先生古稀祝賀『倒産法学の軌跡と展望』24頁（成文堂、平成13年）はさらに続けて、「和議債務者は手続上の独立した主体として特異性を有するものではなく、債権者の協力を得ながら弁済条件を協定する一方の主体として考えられたとってよい。この意味では、主体としての同一性、継続性が手続の開始前後で変わりなく肯定される」としている。

見解が有力である¹⁷⁾。民事再生法がアメリカ連邦倒産法第11章のDIP制度¹⁸⁾を参考にしたことなどがその根拠とされているものの、このような民事再生法制定時においてなされた大きな議論も、手続の運用に関するアンケートをみる限り、実務上はこうした認識がまだあまり浸透しておらず、和議手続の頃と同じような意識で手続が進められているのではないかと推測される結果となっている。

そのような状況の下で行われる手続の実際はどうなっているのか。ここからは特に、民事再生手続の運用についてみていくことにしたい。

まずは、手続に要する期間であるが、これについては、法施行当初より各地裁が民事再生手続に係る「標準的スケジュール¹⁹⁾」を定めている。これによると主要地裁の傾向は、手続申立から手続認可までの期間について、概ね5ヶ月から6ヶ月を基準と置いているようである。

その点、沖縄はどうかというと、標準的スケジュールとして申立から手続開始決定までを2週間+1日、計画案提出までを3ヶ月、計画認否決定までを5ヶ月と設定している点から、手続過程の前半部分は高松地裁を、後半部分は東京地裁を参考に組まれているのではないかと思われる。

では、各地裁とも、自ら設定した標準的スケジュール通り手続を運用しているのだろうか。

まずは、申立から開始決定²⁰⁾までの平均的な所要日数をみていくと、やはり東京地裁の運用が一番迅速で、申立から2週間以内には開始決定に至

16) 田頭章一「再生債務者の「第三者性」—手続機関論からの覚え書き—」前掲同書70頁。

17) 再生債務者の地位をめぐる学説の整理については、高田賢治「DIPの法的地位」今中利昭先生古稀記念『最新倒産法・会社法の諸問題』167頁以下（民事法研究会、平成17年）が詳しい。なお、第三者性を否定する見解としては、園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法』144頁—145頁〔河野正憲〕（弘文堂、第2版、平成19年）、有住淑子「再生債務者の法的地位」前掲注15)同書3頁—6頁。

18) アメリカにおけるDIP制の解説として、例えば、加藤・前掲注15)25頁以下、田頭・前掲注16)75頁以下。

19) 主要地裁が定める標準的スケジュールについては、中井・前掲注8)47頁。那覇地裁の民事再生手続標準的スケジュールについては、与世田兼稔弁護士ヒアリング資料を参考とした。

20) 中井・前掲注8)38頁、48頁、49頁参照

る事件が96.1%となっている。これに対し、福岡地裁の運用では、開始決定までに1ヶ月から2ヶ月要するもので74%である。ここは地裁によっても幅がみられるところである。

沖縄の状況はどうかという点、那覇地裁に関しては公表されている統計データがないため、平成12年から平成18年までの官報等の情報を手がかりにサンプル試算をしてみた²¹⁾。その結果、開始決定までの所要日数は平均48.9日、どちらかという点福岡地裁に近い運用実績を示していることが分かる。なお、サンプルを直近の2年に絞ると、所要日数は35.1日まで減少しており、期間短縮に向けた裁判所の努力の跡が垣間見える結果となっている。

次に、申立から計画認可までの所要期間²²⁾をみていくと、全国的には、標準的スケジュールを若干超過はするものの、概ね6ヶ月から、それを超えても1年以内には認可に至っているものと評価できる。

一方、那覇地裁の状況はというと、同じ手法でサンプル試算した結果、計画認可までに平均310.9日かかっていることが分かった。これは全国平均と比較しても見劣りしない結果である。更に、直近2年の試算は286.7日まで短縮しており、順調にいけば標準的スケジュール通りに運用できる日も近いかもしれない。

最後に、申立から手続終了まで²³⁾の所要期間はどのようになっているかみていくと、全国平均は、3年超4年が43.8%、4年超5年が13.3%という結果である。これにより、監督委員の選任が常態化していること、それ

21) 開始決定までの所要日数については、民事通常再生申立企業のうち、申立日及び開始決定が明らかな41企業から、開始決定まで300日以上の日数を要した2企業を除外して試算し、直近2年の数値については、平成17年以降に手続を申し立てた8企業をサンプルとして試算した。

22) 全国の数値については、花村良一「近年の法的倒産処理手続の概況～統計数値の分析からみてとれる動向を中心に～」事業再生と債権管理117号145頁（平成19年）参照。那覇地裁の計画認可までの所要日数については、民事通常再生申立企業のうち、申立日、開始決定日、認可決定日が明らかな35企業を対象に試算、直近2年の数値については、平成17年以降に手続を申し立てた8企業をサンプルに試算した。なお、主要地裁の計画案提出までの数値については、中井・前掲注 8) 38頁、48頁、49頁を参照。

23) 花村・前掲注 22) 145頁、146頁参照。

は履行監督にも及んでいることが窺える。もちろんこの点に関しても那覇地裁の公表データは存在しないが、ほぼ全数に監督委員を選任している実務の状況からみて、全国的な傾向と変わるところはないと思われる。実際にサンプル試算を行ってみても、手続終結までに平均で4.2年要するという結果となっている²⁴⁾。

ではここからは、申し立てられた事件がどのような手続過程を辿るのかについて、表 4²⁵⁾を手がかりにみていくことにしたい。

まず、民事再生手続開始率をみると、開始要件緩和の成果が現れ、軒並み高い開始率を誇っている。主要地裁²⁶⁾では、東京が95.1%、大阪が91.4%、福岡が93.4%と9割台を維持しており、地裁へ持ち込まれるほとんどの事件が概ね手続開始決定を受けていること、そしてほぼ同日に保全命令が発令されていることがみてとれる。和議法では、整理委員が和議開始決定を検討する機関として重要な役割を果たしていたことを考えると、その点で民事再生法における監督委員には、手続開始の時点ではそれほど大きな働きは期待されなくなっている。

なお、この数値を、表 4 を参考に、既済事件から捉え直した場合でも、全国の開始率平均は87.6%、那覇地裁に限定しても83.0%と、開始率に関していえば、都市部と地方の開きはそれほど大きくはないといえる。

次に認可率をみていく。これも、主要地裁²⁷⁾のほとんどが7割以上の数値（東京が73.7%、大阪が70.5%、福岡が76.5%）を示しているのに対し、地方都市の一角である高松地裁の認可率は57.7%とかなり振るわない状況にある。

これを、表 4 に基づき、手続廃止率の側面からみていくと、全国平均は

24) 那覇地裁の計画認可までの所要日数については、民事通常再生申立企業のうち、申立日、開始決定日、認可決定日、手続終結日が明らかな15企業を対象に試算した。

25) 前掲注 4) の資料をもとに作成。なお、那覇地裁の数値のうち、平成12年、13年については、内訳に関する統計を入手することができなかったことから、新聞等の情報に基づいて論者自身が分類した。

26) 中井・前掲注 8) 46頁。

27) 中井・前掲注 8) 46頁。

28.6%であるのに対し、那覇地裁における手続廃止率は36.2%と全国と比べ8ポイント近くの差が出ていることが分かる。これを全国平均ではなく、都市部の地裁と地方の地裁に分けて平均値を算出した場合には、さらに明確に地域差が現れるのではないかと予想できる結果といえる。

最後に、民事再生を申し立てた債務者のうち、どれくらいの割合で手続終結まで、すなわち裁判所によって事業再生完了宣言までもらえるのかという点、全国的には58.0%、大体6割近くの債務者が民事再生法上の再建を果たしている結果となっている。これに対して、沖縄の状況は40.4%と芳しくない。この結果から、沖縄は都市部以上に民事再生手続への依存度が高いにもかかわらず、手続申し立てた場合にはこれを最終段階まで進めることができず、途中で再生を断念しているケースが多いことが窺える。

表4 平成12～18通常再生既済事件（終局区分別）一覧

年間	全 国								
	申立 総数	既済 総数	取下 げ	棄却 却下	手続 廃止	計画 不認可	計画 取消	手続 終結 決定	その 他
平12	662	88	36	18	18	0	0	11	5
平13	1,110	295	73	25	139	3	0	53	2
平14	1,093	454	47	51	234	4	1	106	11
平15	941	507	40	27	206	1	0	211	22
平16	712	834	49	19	234	1	0	515	16
平17	646	1,010	29	18	194	0	1	763	5
平18	598	941	20	18	157	1	0	736	9
総計	5,762	4,129	294	176	1,182	10	2	2,395	70
年間	那覇地裁								
	申立 総数	既済 総数	取下 げ	棄却 却下	手続 廃止	計画 不認可	計画 取消	手続 終結 決定	その 他
平12	4	1	0	1	0	0	0	0	0
平13	11	2	0	0	1	0	0	0	1
平14	5	0	0	0	0	0	0	0	0
平15	13	4	1	1	1	0	0	0	1
平16	8	7	1	1	4	0	0	1	0
平17	10	12	0	1	4	0	0	7	0
平18	6	21	2	1	7	0	0	11	0
総計	57	47	4	5	17	0	0	19	2

では、再生債務者の立案する再生計画²⁸⁾、その中でも債務弁済計画の内容はどのようになっているのか。計画の内容は本当に、再生債務者の再建に資するものとなっているのか。そして再生債権者への弁済はどの程度なされているのであろうか。

まず、債務弁済計画における一般の債権者に対する弁済率²⁹⁾は、和議時代と比べ大きく変容した。全国的にみても弁済率10%以下が全体の38.3%を占め、20%以下の34.8%と併せて7割を超えている。これらを元に平均的な弁済率を算出すると概ね20.3%となる。加えて、一般債権者に対する弁済期間の点でも、全国平均は、6年以上10年未満が48.6%と最も多く、平均弁済期間を算出すると7.4年にも上る³⁰⁾。

これらの数値だけをみると、債権者にとっては、弁済率についても弁済期間の点でも、和議手続に比べ、より厳しい結果となっている³¹⁾。

では沖縄の状況はというと、那覇地裁に関してはやはり公表データが存在しないため、サンプルを用いて試算すると、弁済率平均は全国より高めの29.3%、弁済期間の平均も全国より長く7.9年という結果となった³²⁾。

ここで、民事再生手続の運用について和議時代と比較し、総括すると以下の通りとなる。

民事再生の利用率に関して、全国的には申立件数の増加はみられるものの、再建型手続依存度は沖縄の方が高く、この点では、全国、特に都市部との違いが浮き彫りになっている。

28) 全国の数値については中井・前掲注 8) 参照。那覇地裁の数値については、民事通常再生申立企業で再生計画の内容が明らかな8企業をサンプルとして算出した。

29) 経済産業省・前掲注 14) 23頁参照。

30) 経済産業省・前掲注 14) 23頁参照。昭和57年から平成4年の間の認可条件における弁済率平均は43.6%である(青山・前掲注 7) 197参照)。

31) 青山・前掲注 7) 195頁によれば、昭和57年から平成4年の間の認可条件における弁済期間の平均は6.29年となっている。

32) 那覇地裁の数値については、民事通常再生申立企業で再生計画の内容が明らかな8企業をサンプルとして算出した。

なお、和議法下における那覇地裁の弁済率と弁済期間の平均値は、前者が67.5%、後者が10.4年であった(青山・前掲注 7) 192頁参照)。

さらに手続過程における最も大きな変化としては、手続開始率の倍増、手続処理の大幅な迅速化、弁済計画の内容の変容が挙げられる。

特に、弁済計画の内容に関しては、債権者にとってはむしろ和議手続の頃より厳しいものとなっている。しかし、債務者の状況を考えれば、弁済率を高く設定することには確かに無理があり、その点和議条件の履行確保が非常に困難であったことを思えば、「4割カット6割弁済」から「8割カット2割弁済」への変容は、現実的な変化と捉えることができる。一方、地方では債権カット率がまだ都市部並みとはいかず、沖縄では概ね「7割カット3割弁済」の内容で弁済が実施されている。しかし、このような地方における弁済計画の甘さが、その後の手続廃止率の高さに直結している可能性もあるので、今後は、履行確保の可能な弁済計画の立案方法について検討の必要があろう。

また、地方においては、都市部と比べ、手続の迅速化の側面でも遅れをとっており、現在でも地裁ごとに期間短縮にむけて鋭意努力している様子がみとれる。また、手続前半部に関しては、全国と同じ傾向がみられるが、後半部に関しては、手続の迅速性もさることながら、認可率や廃止率、最終的には手続終結率にまで、都市部との地域差が生まれているように感じられる。こうした地域差が生まれる理由についても今後は分析していかなければならない。

なお、今回統計データは入手できなかったものの、手続面におけるその他の特徴的な変化としては、まず、保全命令につき、和議手続の際には要件が厳しかった即日発令の運用が、民事再生手続においてはほとんどの地裁で定着していることが挙げられる。

さらに興味深いのは、監督委員の原則選任の運用が定着したことである。これは都市部も地方も変わることなくほぼ全ての地裁で実施されている運用となっている³³⁾。民事再生法制定時にはここまでの状況になるとは予想されていなかったことである。

最後に、沖縄における民事再生手続運用の特徴を簡潔に整理すると以下の通りとなる。

- ①法的整理を選択した債務者の多くが民事再生手続を選択する。
- ②手続の所要期間については、手続の前半部分は全国より所要期間を多少要するが、全体的には全国並みを達成している。
- ③再建計画、弁済計画については、その見通しが甘いせいか、計画認可前後を通して、手続廃止率、破産手続移行率が全国と比べて高くなる傾向があり、そのため手続中途終了案件が多い。
- ④弁済計画の点では、対債権者との関係で全国より弁済率が高く、そのため弁済期間も長くなっている。

では、なぜ沖縄では手続の中途終了案件が多いのか。これは沖縄独自の傾向なのだろうか。

(3) 沖縄の倒産企業像—民事通常再生手続利用者像

ここからは、沖縄における倒産企業像、本稿の場合には、特に民事再生手続利用者像を探っていくことにしたい。それにより、民事再生手続を申し立てたにもかかわらず、事業再建を果たせずに途中で手続を中断しなければならない原因を明らかにしたいと考える。

沖縄における企業倒産において特に顕著といえるのが、図3³⁴⁾をみれば明らかなように、企業倒産に占める建設業の割合が高いことである。全国の場合、企業倒産中に占める建設業倒産の割合が概ね3割(平15:29.9%→平18:29.1%)、横ばいで推移しているのに対して、沖縄は5割(平12:47.7%)から最近では6割(平18:63.1%)を超えるまでになっている。

その一方で、建設業は沖縄経済を支える基幹産業の一つであり³⁵⁾、その状況は、公共事業への依存体質が顕著な地方小規模自治体であればどの自

33) 例えば、東京地裁の監督命令発令率は100%、それ以外の地裁でも概ね80%以上の発令率を誇っている(中井・前掲注8)52頁-54頁参照)。那覇地裁においても同様の状況である。なお、民事再生法施行当初は札幌地裁の運用に独自性がみられ、監督命令発令率も40%程度にとどまっていたが、平成17年には他の地裁同様監督委員選任率が80%を超える運用がなされるようになっている(山本克己ほか「施行6年を経過した民事再生手続を振り返って—全国倒産処理弁護士ネットワーク第5回全国大会シンポジウム報告」25頁〔矢吹徹雄発言〕(平成19年)。

34) 前掲注4)の資料をもとに作成。

治体においてもみられる傾向である。

沖縄における建設許可業者数は、平成11年以降ゆるやかな減少傾向にあるとはいえ、現在でも5,500前後の横ばいで推移しており、建設就業者数は平成16年でも約73,000人いるといわれている。これを全就業者に占める割合からみると沖縄県内の就業者の12.9%が建設業従事者であるということになる。全国平均が8%台で推移していることを考えると、建設業が沖縄経済においていかに重要な位置を占めているかが分かる。

では、民事再生手続を選択し、事業の再建を図った建設業の行方はどうなっているのかについて、図4³⁶⁾と図5³⁷⁾を手がかりにみていくことにしたい。

まず、民事再生申立企業に占める建設業の割合は33%である。10件のうち3件は建設業者が手続を申し立てているという計算になる。建設業倒産の際、特に留意しなければならないのは、建設業の裾野の広さである。建設業者が1件倒産すると、その影響は、建設資材、コンクリート等の製造業から、電気器具販売といった小売業、そして不動産業を営むサービス業まで及んでいく。さらには、多くの下請け業者を抱えていることで、連鎖倒産の危険は他の業種の比ではない。このように、建設業については簡単に事業を解体できない事情も存在しているのである。

しかし、他方で、簡単に再建ができないのも建設業の大きな特徴である。図5によれば、民事再生を申し立てたにもかかわらず、破産手続に移行せざるを得なくなった企業のうち、実に44%、計画認可後の破産手続移行に関しては、全体の57%が建設業者であることが分かる。

これは簡単に解体を選択できない業種であっても、見通しの甘さや事業

35) 日本銀行那覇支店「沖縄県における「建設業界」の現状と今後の課題」うちなー金融経済レビュー（平成17年12月）参照。

36) 平成19年2月13日開催の「中小企業再生支援セミナー沖縄」の配布資料として、与世田兼稔弁護士が作成した資料。件数については那覇地裁提供資料、事業者分類については、データマックス沖縄「沖縄県月別倒産状況」(<http://www.d-max.ne.jp/ib/tousan/index.html>)をもとに作成したとのこと。

37) 前掲注 36) 参照

計画の実現性に問題がある場合には、すぐにそれが露呈するということの現れではなかろうか。

今後は、沖縄における建設業の再建手法を確立することが急務であり、それにより手続廃止率の減少、裏を返せば民事再生手続終結率の向上に結びついていくものと思われる。

なお、建設業以外の倒産企業に関しても、都市部ほどではないが、業種別再生メニューの充実が図られてきている。

例えば、沖縄の基幹産業である観光産業や公共的な側面も大きい運輸業に関しては、営業譲渡を活用して、コア事業を生かし、その他の不採算部門を切り離して清算するという手法もある程度確立された³⁸⁾。また、入域観光客数の好調な伸びを背景に、リゾートホテルなどの民事再生においては、スポンサーを投入して減増資を実行し、あるいは経営陣を刷新して、再生計画を3年以内の短期間で遂行し、手続を終結させる手法も活用されている³⁹⁾。

その一方で、統計データを平均化すると埋没して目立たなくなるが、全国と比較しても、申立から認可までの期間がかなり長期化する案件も数は少ないながら、根強く存在し続けている⁴⁰⁾。「手続の迅速化」という民事再生法の大命題をクリアするには、地方特有の手続長期化要因を洗い出し、具体的な対策を打ち出していくことが重要である。

38) 例えば、那覇交通や琉球バスの再生事例。

39) 例えば、琉球リゾートや沖縄オーラの再生事例。

40) 例えば、ヨナシロ、沖縄印章、文教図書の再生事例。

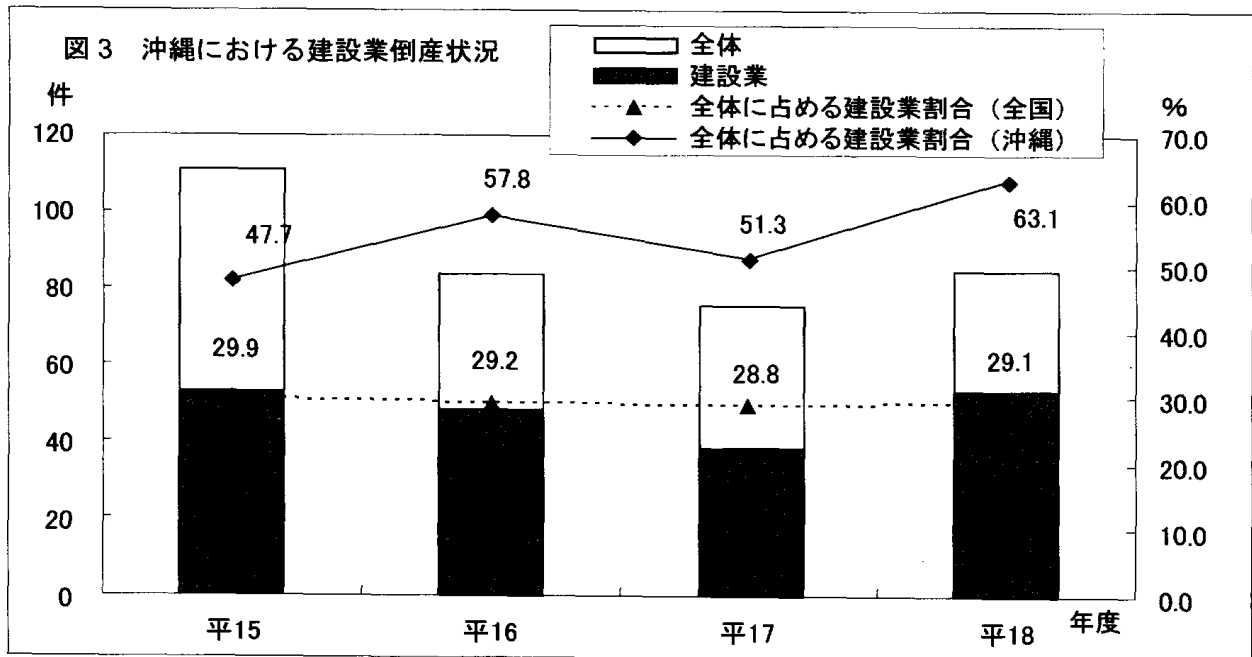


図4 平成12～18 民事再生申立企業事業者分類

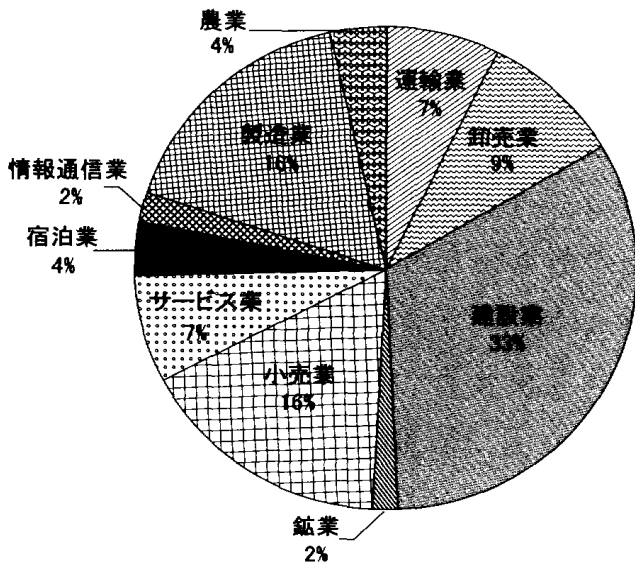
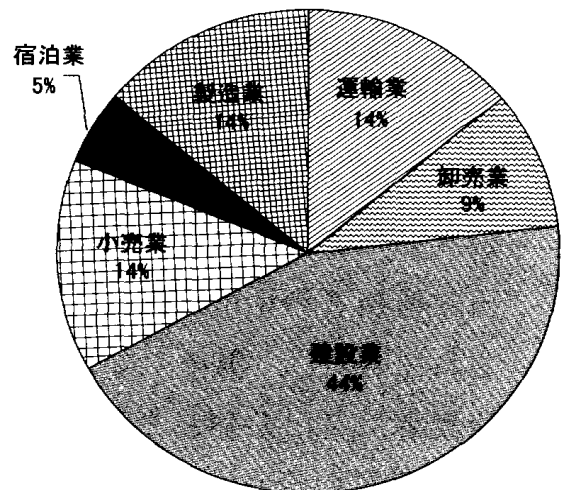


図5 平成12～18 民事再生申立後破産等企業事業者分類



Ⅲ 民事通常再生手続の課題—統計データからみえてくるもの

(1) 再生債務者の公平誠実義務

民事通常再生手続の運用実態を概観してまず感じるのは、果たして当該手続が債権者のための手続として本当に機能しているといえるかということである。

確かに、手続の迅速性は高まり、手続開始要件を緩和したことも手伝って利用者数も倍増した。しかしその一方で、手続終結率は全国平均58%、那覇地裁では約40%と、手続申立企業の二つに一つは再生するに至っていない。さらにいえば、たとえ再生計画の認可を受けたとしても、その内容は弁済率の大幅カットを再生債権者に強いることで成り立っている。

もちろん民事再生手続の第一の目的は、債務者の事業又は経済生活の再生を図ることにある（民事再生法1条）。そして民事再生法は、再生債務者による主体的かつ自律的な事業再建に期待して、手続開始後も再生債務者がその業務遂行権または財産の管理処分権を失わず、これを行使する仕組みを原則として採用している（民事再生法38条1項）。では、再生債務者が自己の利益のみを優先して手続を推し進めた場合、何らかの責任を問うことはできないのであろうか。

この点に関する検討の前提として、まずは手続開始後の再生債務者の地位をどのように捉えるべきか明確にするのが重要である。上述したように、再生債務者の地位に関しては、民事再生法制定以前から様々な議論が展開されてきた⁴¹⁾。現在では、手続開始後は再生債務者の性格は一変し、再生債務者は自己の利益と離れて、第三者的な立場で債権者の利益のために財産を管理する地位に就くと解する見解が多数を占めているといえる⁴²⁾。そ

41) 学説の整理については前掲注 17) 参照。山本克己「再生債務者の機関性：理論的検討」事業再生と債権管理115号4頁以下（平成19年）、伊藤眞「再生債務者の地位と責務（上）（中）（下）」金融法務事情1685号12頁以下、1686号113頁以下、1687号36頁以下（平成15年）、田原睦夫「民事再生手続と会社の機関」河合伸一判事退官・古稀記念『会社法・金融取引法の理論と実務』105頁以下（商事法務、平成14年）。

42) 園尾＝小林・前掲注 17) 144頁〔河野正憲〕。

して、このような再生債務者の第三者性をより一般的に明らかにしたのが、民事再生法38条2項の定める「再生債務者の公平誠実義務⁴³⁾」である⁴⁴⁾。本条において、手続開始後の再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実に、業務遂行権または財産の管理処分権を行使し、再生手続を迫行する義務を負う旨規定されている⁴⁵⁾。これにより、民事再生手続が債権者のための手続でもあることが明らかとなり、再生債務者が自己の利害のみを優先した場合には当該義務違反を構成することになることが分かる。

では、このような考え方が、実務上も浸透しているのかということではない。上述したように、多くの再生債務者が民事再生手続選択の理由として「従来の経営陣による事業継続が可能であること（61.1%）」を掲げており、その傾向は和議手続の時代と変わっていない⁴⁶⁾。そしてその傾向は、地方においてより顕著に現れているのではないかと推測することができる。

このように、再生債務者やその代理人の認識が和議手続の頃とあまり変わっていないと仮定した場合、再生手続上どのような問題が発生するのだろうか。

気をつけなければいけないのは再生債務者による公平誠実義務違反の局面である。再生債務者自身に、手続開始後は、債権者のために公平誠実に

43) 「公平義務」とは、再生手続において、債権者を公平に取り扱う義務、「誠実義務」とは、自己または第三者の利益と債権者の利益が相反するときは前二者の利益を図って債権者の利益を害してはならないということの意味するとされる（田頭・前掲注 16）72頁）。

44) 民事再生法38条2項からは再生債務者の第三者性を導きえないとする見解については前掲注 17) 参照。なお、田頭・前掲注 16) 74頁も、再生債務者の公平誠実義務がその対象として「債権者」のみを掲げ、「(元来の)債務者、債権者」と規定しなかったこと、公平誠実義務より包括的かつ重要な善管注意義務を課さなかったことにより、公平誠実義務だけで再生債務者の第三者性の裏付けとするのは不十分であると指摘する。

45) 花村良一『民事再生法要説』127頁（平成12年）、深山卓也ほか『一問一答民事再生法』68頁（平成12年）は、本条と同趣旨の規定として、特別清算における清算人の義務を定めた商法434条を挙げる。

46) 青山・前掲注 7) 272頁、273頁によると、和議を選択した理由として、「会社更生手続では債務者が経営を継続することができず、手続も複雑であること」を挙げた和議申立代理人は20%に上る。

業務を遂行すべき義務を負っているという認識が薄いということは、当該義務に違反する行為が行われる危険性がより高くなるということである。

加えて、当該義務違反に対する制裁の実効性にも疑問がある。例えば、再生債務者が当該義務に違反し、それが特定の債権者に対して不法行為を構成する場合には、当然再生債務者に損害賠償責任が生じる。しかし、その際、賠償の引き当てになるのは、結局は再生債務者の財産、すなわち手続開始前の債務者の財産であり、債権者に損害が生じてもその穴埋めを図ることは実質的には非常に難しいということになる⁴⁷⁾。

従って、再生手続の運用においては、再生債務者が着実にその業務を遂行し、公平誠実義務に違反しないように監視し、コントロールする者が必要となってくる。それでは、そのような役割を担うのは一体誰なのか。

再生債務者が法人の場合は、取締役など法人の機関の果たす役割がまず注目される。そもそも、再生債務者概念の捉え方によっては、公平誠実義務の主体を法人の機関と捉える考え方も採り得るが、再生債務者の当該義務が債権者との信頼関係を基礎に発生するものと考えれば、当該義務の主体は法人たる再生債務者に負わされていると考えるのが妥当である⁴⁸⁾。そのように解しても、法人の機関には、例えば取締役の法人に対して有する忠実義務や善管注意義務を通じて、その公平誠実義務を導き出しうる⁴⁹⁾。従って、実務においても再生債務者の公平誠実義務の実質的な履行者として、再生債務者の機関である取締役の果たす役割は小さくないことがわかる。

もちろん、再生債務者代理人の存在も忘れてはならない。本来、再生債務者代理人は、専門家として、再生手続における公平誠実義務の意義を再生債権者に理解させ、これを指導する職責を担っている。では、再生債務

47) 高田・前掲注 17) 178頁。

48) 高田・前掲注 17) 179頁。

49) 再生債務者の機関の義務を取締役等の善管注意義務を手がかりにするものとして、山本克己「新債券型手続における倒産実体法の考察」NBL644号19頁(平成11年)、高田・前掲注 17) 181頁、再生債務者の機関を「機関としての再生債務者」と表現し、公平誠実義務違反防止の実効性を重視する見解として、伊藤・前掲注 41)「再生債務者の地位と責務(中)」114頁—116頁。

者が公平誠実義務に違反する不誠実な行為を行った場合、再生債務者代理人はどのように対応すべきであろうか。

手続開始後の再生債務者の地位の変容を受けて、再生債務者代理人の役割も変化すると捉えれば、手続開始後は、再生債務者代理人も再生債権者のために、再生債務者の公平誠実義務の遵守を促し、義務違反には是正を求めていくべきであるということもできる⁵⁰⁾。しかし一方で、再生債務者代理人は、管財人とは異なり、その選任、解任権限を有しているのは再生債務者であり、再生債務者に対する善管注意義務や弁護士倫理との関係で、その指導に限界があることも事実である⁵¹⁾。

従って、今後公平誠実義務が再生手続において確実に履行されるかどうかは、再生債務者とその機関、そして再生債務者代理人がいかに関与する民事再生手続における自己の役割を理解するかにかかっている。加えて、再生債務者に関しては公平誠実義務の範囲と当該義務違反の効果、再生債務者の機関と再生債務者代理人に関してはそれぞれが有する善管注意義務や忠実義務等の範囲について、さらに検討を進める必要がある。

(2) 監督委員の役割

再生債務者コントロールの第一の担い手が現在監督委員⁵²⁾であることは周知の事実である。監督委員は、和議手続における整理委員や管財人のような必置機関ではないにもかかわらず、現在の民事再生手続では、ほとんどの申立事件において監督命令が発令され、監督委員が選任されている⁵³⁾。そもそも民事再生法に監督委員制度を導入した背景には、和議手続の整理

50) 対応次第では弁護士法違反として懲戒の問題が生じうることにつき、才口千晴「民事再生手続における弁護士の役割と責任」法律のひろば53巻5号38頁以下（平成12年）。

51) 我妻学「民事再生手続における再生債務者の代理人の地位と責務—アメリカ連邦破産法第11章手続におけるDIP代理人を中心として」竹下守夫先生古稀祝賀『権利実現過程の基本構造』882頁（有斐閣、平成14年）参照。

52) 監督委員の実務については、相澤光江ほか「座談会民事再生手続の監督委員（1）—（7）」NBL 860号—866号（平成19年）参照。

53) 中井・前掲注 8) 52頁—54頁参照。

委員が裁判所の補助・協力機関に過ぎず、あまり機能を発揮してこなかった実情があり、そのため再生債務者の行為や履行確保のチェック機関として独立性を担保する必要があったといわれている⁵⁴⁾。また、民事再生法施行直後に東京地裁が監督委員の全件選任を原則化した理由としては、債権者による積極的な手続関与があまり期待できない状況において、当事者対立構造に類似した仕組みをつくりあげる必要があったことも挙げられている⁵⁵⁾。後者の考えについては異論もある⁵⁶⁾が、現実には再生債権者の信頼を確保し、先に述べた再生債務者の公平誠実義務違反を防止するには、監督委員が欠かせない存在になっているのである。特に、監督命令を発令する裁判所の期待は大きく、その点は、当該裁判所の定める再生債務者の行為に対する監督委員の同意事項の多さからも窺い知ることができる⁵⁷⁾。

もちろん、民事再生手続は、再生債務者自身が主体的かつ自律的に手続を遂行するD I P型の手続を原則とする。そのため、民事再生法施行直後は、監督委員によるこのような後見型の手続はあくまでも例外の範疇とし、監督委員の全数選任は過渡的運用であるとの見方もあった⁵⁸⁾。実務においても、民事再生法が本来予定しているのは消極的監督委員であろうという考えのもと、できる限り再生債務者の意向を尊重する運用が図られているようである⁵⁹⁾。

しかし、近年、監督委員の選任が一般化するにつれ、消極的監督委員か

54) 渡邊敦子「民事再生手続における監督委員の地位と職務」前掲注 15) 同書107頁以下参照。

また、監督委員の職務遂行義務違反を理由に再生計画不認可決定をした事例として、東京高等裁判所平成15年7月25日決定(判時1777号92頁)がある。

55) 高木新二郎=伊藤眞編「民事再生手続運用の実情—施行1年間の実績をふまえて」別冊NBL 65号14頁—15頁〔園尾隆司発言〕(平成13年)参照。今泉純一「監督委員に関する若干の考察」前掲注 17) 同書187頁—188頁は、監督委員の原則選任の運用を今後も当面続けるべき必要がある理由として、債務者・債権者の意識改革が相当程度進むまではD I P型の運用は難しいとする。

56) 例えば、高木=伊藤・前掲注 55) 113頁〔松下淳一・田頭章一発言〕

57) 中井・前掲注 8) 50頁—51頁参照。

58) 高木=伊藤・前掲注 55) 115頁〔高橋宏志発言〕

59) 相澤ほか・前掲注 52) NBL860号12頁によれば、事業計画策定への監督委員の関与方法としては「意見を求められれば意見を述べる」との回答が62.7%を占めている。

ら積極的監督委員へ転換を図るべきとの声も聞こえてくる⁶⁰⁾。実際に、実務において、再生債務者の行為へ積極的に関わろうとする監督委員も既に現れているようであり、裁判所もその向きを歓迎する節がある⁶¹⁾。

従って、今後はこうした積極的監督委員への転換の是非を、監督委員の職務遂行義務の範囲と併せて議論していかなくてはならないであろう。残念ながら本稿においては、IIで概観した限りにおいても監督委員の職務の遂行状況まで明らかにすることができなかつた。まずは、実務の状況を踏まえた上で、民事再生法60条2項に規定される「監督委員の善管注意義務」とは何か、実務における監督委員像の変容がその法的地位にどのような影響を及ぼすかについて、順次検討の必要がある。

(3) 再生債権者の位置づけ

最後に、民事再生手続の運用状況において、非常に存在感が薄かったのが再生債権者である。本来民事再生手続は債権者のために進められるものであり、それゆえ規定上は再生債務者も手続において積極的役割を果たすよう期待されている。

確かに手続の迅速化を図るために、債権者集会の開催が任意化され、債権者の手続関与の機会はやみ減らされたとみることもできるが、その一方で債権者の柔軟な手続関与を認める手段として債権者委員会の制度が導入されたのである。しかし、従来から日本においては債権者自治の十分な発達がみられず、和議においても数例の実例が報告されるのみで機能していなかった債権者による任意の委員会が、民事再生法において制度化されたからといって、うまく機能するはずもなく、法施行7年を経た現在も債権者委員会が設置された実績はほとんど報告されていない。

施行当初は、債権者委員会設置の慣行が整うまでの暫定的な措置として捉えられていたこともあった監督委員が、必置機関であるかのように選任

60) 相澤ほか・前掲注 52) NBL860号13頁など。

61) 山本ほか・前掲注 33) 23頁

が一般化した現在、再生債権者が活躍する場はほとんど用意されていないのが現状なのである。

では果たして民事再生法117条の定める債権者委員会は今後も機能する余地はないのであろうか。

この点について検討するために、今一度再生債権者の果たすべき役割について整理し、手続における対立構造の必要性と当事者主義的運用⁶²⁾の重要性について再認識する必要がある。

IV むすびにかえて

統計データを手がかりに新倒産法制の現状を概観し、そこからみえてくる手続的課題とは何か、その抽出を試みた。

もちろん、本稿において整理した統計データはほんの一部であり、今後さらに検討を進めていくには、更に統計データを充実させ、本稿において取り上げることのできなかつた部分を補完し、さらにはデータ確度の向上に努めていかなければならない。

また、Ⅲにおいて掲げた各事項を検証するためには、民事再生手続利用者を対象とした本格的な実態調査を広く実施する必要がある。

さらにいえば、本稿の射程から外した清算型法的整理、特に破産手続の動向も併せて調査しなければならない。新倒産法制においては、清算型手続であっても核となる事業の再建を念頭におきながら、当該手続を選択するケースもあり、逆に再建型手続であっても清算を前提に手続を進める場合も出てきている。このように新制度は、従来型の手続区分以上に、債務者又は債権者の目的に応じた手続選択を可能にしたものといえる。従って、事業再生の動向を探るにせよ、企業解体、消滅の動向を探るにせよ、再建型、清算型双方の実態分析を経なければ、運用実務の真の姿はみえてこな

62) 中島弘雅「倒産企業の再生と当事者主義の原則—再生手続の当事者主義的運用のために」
小島康裕教授退官記念『現代企業法の新展開』357頁以下(信山社、平成13年)。

いであろう。

加えて、地方、特に大多数を占める小規模自治体においては、新法制の機能がまだ活かされていない現実がある。実務の様相が異なるのも、地方が抱える独特の社会的問題が影響している。しかしこれも、都市部との司法格差として是正すべき問題なのか、法の予定する伸びしろの範囲内なのか、しっかりと見極めていかなければならない。

そして、地方においては、都市部以上に、再建型私的整理の果たす役割が大きいことも忘れてはならない。沖縄でも、ようやく主要行が復活し、バブル経済崩壊前と同様、今後は地方金融機関が再建型私的整理においても主要な役割を果たすものと思われる。他方、金融機関が全てのお膳立てを調べていた昔とは異なり、現在は私的整理のメニューも豊富に用意され、中小企業再生支援協議会や政府系金融機関の調整力にも期待がかかっている。

このように、法的整理、私的整理のメニューが多様化し、これらの手続の意義も変化すれば、自ずと手続に登場するプレーヤー達の役割も変化する。今後は、それぞれの地域で実務の経験を蓄積しながら、日々変容、進化を続けている倒産手続において、そのプレーヤー達の果たすべき役どころを明らかにしながら、まずは本稿において掲げた諸課題に対して、論者自身の見解を確立する作業に取りかからなければならない。

* 本稿を執筆するにあたり、与世田兼稔弁護士には多忙を極める中、快くインタビューに応じただき、さらには統計データや和議時代の貴重な資料を提供していただいた。また、那覇地裁からは、司法統計のうち当地裁に関する統計データの一部を提供していただいた。これらの資料を十分に活用する論考となっているかは甚だ心許ないが、ご協力いただいた両者には、ここに記して、深甚の謝意を表する次第である。